

組合 Q & A

職員に関する規約等について

Q II 某信用組合においては、職員設置規定を定款より削減し、全て「規定」によりたい考えであるが、次の事項について回答いただきたい。

(1) 定款の職員設置条文は、職員の身分保全のためにも、残した方がよいのではないか。

(2) 「規定」は、組合内部業務執行事項で理事会により決定され、人事については総代会の意思反映が全くなくなるので、人事規定を「規約」として総代会承認事項とするのが指導上適当でないか。

【A】(1) 職員の設置規定は、定款の任意事項で記載するか否かは、組合の自由であるが、職員を設置する組合においては、職員という機構を置くことであり、定款に職員を置くと定めることが望ましい。

(2) 人事権の伴わない経営の執行はあり得ないことであり規約として総代会の承認を必要とさせることは、このような理事

会の業務執行に関する権限を大幅に減少させることにもなりかねないので好ましいことではない。したがって、仮に総代会において定めるとしても、事務組織などの基本原則にとどめることが適当である。

なお、労働基準法においても使用者の概念は業務執行者である代表理事を指しており、労務契約についての権限は総代会にあるよりも理事会に置くことが望ましい。

組合出資の差押えについて

Q II 債権者である「組合員 A」の申請により、裁判所より、組合に対して、債務者たる「組合員 B」の組合出資金について「債権差し押さえ並びに転付命令」が発せられた。

この事態に際し次の点をご教示願いたい。

(1) 組合員の持分と組合員資格はどうなるか。(2) 差し押さえた持分又は出資証券が競売される事態に当該組合員が脱退もしくは譲渡を認めない場合。(3) 前項において、当該組合員が譲

渡を認めた場合、組合がそれを承認しない。

【A】(1) 債権者 B の組合員資格は喪失するものでなく、ただ組合よりの配当金取得ができなくなるだけであり、組合員 B の持分が変わるものではない。したがって、組合員 B が脱退し、持分払戻しのできる事態にならない限り転付命令が発せられることには疑問がある。

(2) 組合員が脱退又は譲渡を認めない限り、債権者たる組合員 A は B の出資あるいは持分を取得又は承継することはできない。なお、御質問の競売については、組合の出資証券は有価証券でなく、単に出資したことを証する書面であるから、当然競売ということはあり得ない。

(3) 中協法第 17 条によつて、持分の譲渡は組合が承認しない限りできないので、たとえ組合員が譲渡を承認したとしても譲渡は行い得ないことになる。

中小企業組合質疑応答集(全国中小企業団体中央会編)より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】組合員が組合に支払う「賦課金」及び「使用料・手数料」は、組合員が組合に対して有する債権との相殺が可能である。

【第2問】組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合に対して会計帳簿等の閲覧・謄写請求ができる。

【第3問】組合の成立の時期は、主たる事務所の所在地において設立の登記をした日である。

【第4問】任期満了で同一人が代表理事に再選された場合は、変更登記は不要である。

《解答》【第1問】×(組合員の方から相殺が可能なのは、使用料・手数料で、賦課金については相殺が禁止されている。経費は組合事業遂行上の財源として必要なもので、相殺を認めると事業が実施できなくなるおそれがあるからである。【第2問】×(会計帳簿の閲覧・謄写請求は、総組合員の100分の3(定款で下回る割合を設定することは可能)以上の同意を得て組合員が行使できる権利である。【第3問】○【第4問】×(役員任期満了による選挙で、代表理事に同じ人が再選された場合でも、代表理事の変更登記を行わなければならない。)